

2011年度

安全報告書

2012年5月

学校法人 ヒラタ学園 航空事業本部

本報告書は、航空法第111条の6ならびにこれに基づく航空法
施行規則第221条の5及び第221条の6に基づくものである。

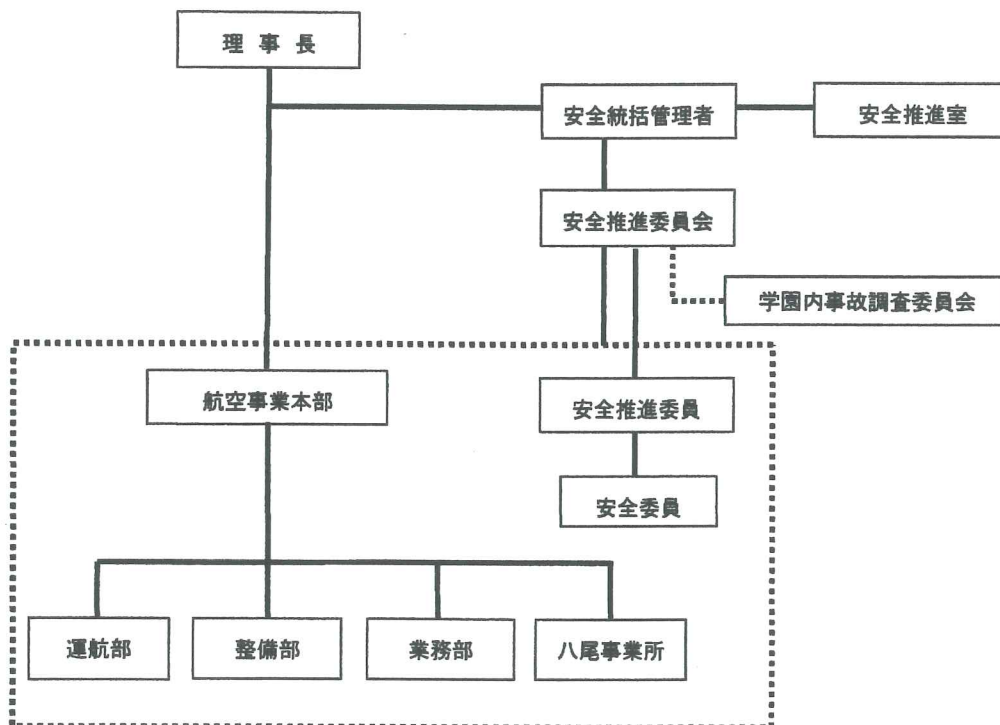
1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項

安全は、事業運営の基盤であり、発展の源泉であるとともに、お客様に対する絶対的使命である。理事長は、「安全が経営の中心課題」であることを認識し、また全職員に「安全最優先」を認識、実行させる。全職員は、「安全は事業運営における最優先事項」であることを認識し、安全確保のため、安全管理体制を堅固なものとするべく取り組んで行かなければならない。

2. 輸送の安全を確保するための事業に実施及びその管理体制

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

(1) 航空事業本部 安全組織図



(2) 安全確保に関する組織の機能・役割

① 安全総括管理者

安全統括管理者は、安全施策、安全投資など重要な経営上の意志決定に直接関与し、理事長に、安全に関する重要な事項または安全管理体制等について提案、意見具申の権限を有します。

② 安全推進委員会

安全推進委員会は、理事長の直轄の組織であり、安全推進委員長(安全統括管理者)の業務

を補佐し、リスク管理の体系的な実施のために中核的な役割を果たすことから、安全に関する施策の設定、実施、改善等の意志決定機関として各部門より上位に位置します。

- ・安全推進委員会は、安全統括管理者が委員長を努め、各部門の委員の計10名から構成され、四半期に1回の定例会議、必要に応じて開催する臨時委員会からなります。

(3) 組織の人数

(2012年3月末 現在)

部門名	運航部	整備部	業務部	合計
人員数	48名	39名	9名	96名

(4) 航空機乗組員、運航管理担当者、整備従事者及び有資格整備士の数

(2012年3月末 現在)

職 種	航空機乗組員	運航管理従事者	整備従事者	整備有資格者
人員数	25名	43名	39名	27名

2-2 運航の支援体制

(1) 航空機乗務員、整備従事者及び運航管理担当者等に係る定期訓練及び審査の内容

国土交通省航空局で定めた「運航規程審査要領:空航第58号」、「整備規程審査要領:空機73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可、及び事業計画変更の許可審査要領(安全関係):空機第68号及び69号」に基づいて実施しています。これらの規程については、航空局のホームページをご覧ください。

(2) 運航における問題点の把握と共有、フィードバックの体制

上記(1)と同様に航空局の規定に基づいて実施しています。
また、社内安全報告書(ASR)制度を採り入れ、不安全事象の把握と情報の共有化を図るとともに、安全推進委員会にて対策の検討と実施と周知徹底を行う体制を確立しています。

(3) 安全に関する社内啓発活動の主な取り組み

- ① 安全推進連絡会議の実施(年1回)
- ② 安全推進委員会の開催(四半期に1回以上または必要に応じて)
- ③ 職場安全会議の実施(四半期に1回以上または必要に応じて)
- ④ 社内 LAN(イントラネット)による航空安全情報の迅速な周知徹底
- ⑤ 航空安全教育の実施(年1回以上または必要に応じて)
- ⑥ 年末年始安全総点検実施
- ⑦ 航空危険物輸送に係る教育訓練(年1回実施)
- ⑧ 緊急事態対処訓練の実施(年1回実施)

2-3 使用している航空機に関する情報

(1) 回転翼航空機

機種	機数	座席数	導入時期	平均機齢	平均年間飛行時間
ユーロコプター式 EC135 型	10	7	平成12年	6 年	228 時間
アエロスパシャル式 AS350 型	1	6	平成 4年	19 年	43 時間
ロビンソン式 R22 型	3	2	平成11年	12 年	72 時間

(2) 飛行機

機種	機数	座席数	導入時期	平均機齢	平均年間飛行時間
セスナ式 C172 型	2	4	平成21年	29 年	214 時間
セスナ式 C206 型	2	6	平成21年	32 年	106 時間
セスナ式 C208 型	2	10	平成21年	14 年	360 時間
ホーカー・ビーチクラフト式 G58 型	1	6	平成22年	2 年	131 時間
シーラス式 SR20 型	2	4	平成22年	2 年	133 時間

3. 2011年度に発生した航空機事故やトラブルの状況について

(法第 111 条の4の規定による報告に関する事項、規則第 221 条の 6 第 3 号)

3-1 トラブルの種類別発生件数

2011年度に航空局に報告を行なったトラブルで、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき安全報告書により公表が求められている弊社航空運送事業に関する報告件数は以下のとおりです。

尚、括弧内に弊社航空機使用事業に関する航空事故件数を外数で記載しています。

種類	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
航空事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
重大インシデント	0	0	0	1	0	0
安全上のトラブル	0	1	2	1	1	0
合計	0	1	2	2	1	0

解説**① 航空運送事業**

航空機を使用して、有償で旅客又は貨物を運送事業をいいます。(航空法第2条)

例えば、旅客輸送、遊覧、ドクターヘリ運航等の事業がこれにあたります。

② 航空機使用事業

航空機を利用して、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行なう事業をいいます。(航空法第2条)

例えば、空撮、航空測量、操縦士訓練等の事業がこれにあたります。

③ 航空事故

航空機の運航によって発生した人の死傷(重傷以上)、航空機の墜落、衝突又は火災、航行中の航空機の損傷(その修理が大修理に該当するもの)などの事故が該当し、国土交通省が認定します。

④ 重大インシデント

航空事故には至らないものの、事故が発生する可能性があったと認められるもので、滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失等の事象で、国土交通省が認定します。

⑤ 安全上のトラブル(義務報告)

2006年10月1日付き施行の法令(航空法第111条の4および航空法施行規則第221条の2第3号・第4号)に基づき、新たに国土交通省に報告することが義務付けられたもの(この報告書では「安全上のトラブル」といいます。)です。この情報を航空会社間で共有化することにより予防安全対策に活用していきます。

3-2 報告事項の概要は、以下のとおりです。

今年度は、航空事故、重大インシデント、安全上のトラブルは、ありませんでした。

4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

- 4-1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導ありません。
- 4-2 航空安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該年度における輸送安全の状況に関する総括的な評価

今年度は、航空機事故及び重大インシデントの発生は無く、安全運航を進展することができました。

- 4-3 2012年度における全社的な安全目標、各部門の具体的な取り組み目標

(1) 全社安全目標

2012年度についても「航空機事故及び重大インシデント発生“ゼロ”」を目標とし平成5年航空事業開始以来からの無事故を目指します。

(2) 具体的な取り組み目標

- ① 不安全事故の要因分析と是正・改善措置の徹底
- ② 安全教育の徹底
- ③ 機体を含めた運航の安全装備の計画推進